長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川２丁目２番５号
長崎高教組会館 長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 平井秀治
一部 １０円

高教組メールアドレス
naga-kks@fs inet.or.jp

すすむ３３０人対話

「長崎高教組を知り、そして入るとつながりが高まりますよ」

長崎高教組はどのような組織なのか、取り組んでいることは何かなどを各職場で語ろうと呼び掛けて３ヶ月目に入っていますが、いかがでしょうか。

加入をすすめる前に組合の意義を語る「対話」がまずは必要ではないかとする論議を踏まえ、全国的教訓を勘案して「３３０人対話」をやり遂げ、そして３３人の「加入」を実現する、そうすると漸減傾向に終止符を打つことができるというものです。１２月は各職場でつながりを高めるような催し物がありますが、高教組を語ることも追求してください。

県教委　給与条例「改正」案上程を強行

高教組　直ちに抗議声明発表

～特２級の新設など認められない～

高教組は１１月２２日、今年度の賃金確定交渉での県教委提案は受け入れられないと文書で回答（詳細は高教組新聞１１月１５日号）し、給与条例の改正案を県議会に上程しないように求めました。

しかし、１１月２９日、県教委が給与条例改正案を上程したため、高教組は直ちに抗議声明（下欄）を出し、県議会の各会派と県政記者室に送付し、高教組の考えを明らかにしました。

県議会では、即日、文教厚生委員会と本会議で給与条例改正案の審議が行われました。

主幹・指導教諭５２人で６００万円計上

文教厚生委員会では県教委から改正案の説明が行われ、特２級新設については、主幹教諭３９人、指導教諭１３人に特２級を適用するために必要な経費として、年間約６００万円を来年度予算に計上する予定であることが述べられました。

主幹教諭・指導教諭の人数について県教委は、高教組の問い合わせに対して、主幹教諭は特別支援学校の部主事の数、指導教諭については、予算上の目安の数で、具体的に人数を決定しているわけではないと説明しています。

堀江議員　改正にならずと主張

討論では、日本共産党の堀江ひとみ議員から、特２級の新設は教職員の階層化をすすめる、公務員の賃下げは地域経済にも悪影響を及ぼすとして、改正案に反対の意見がだされましたが、他議員からは賛成の意見が述べられないまま、賛成多数で可決されました。

本会議でも同様に可決され、４０歳以上の教職員の月例給の引き下げ（月額２００～５００円）、一時金の０・２月分の引き下げなどの賃下げが強行されることになりました。

長崎高教組が２９日、発表した抗議声明は以下の通り。

労使合意がない中での給与条例改正案の上程に抗議する（声明）

本日、長崎県議会の１１月定例会が開会され、「職員の給与に関する条例」（以下、給与条例）の改正案が上程された。今年度の県立学校教職員の賃金確定について高教組は、県教委と４回の交渉をおこなったが、合意には至らなかった。高教組は、労使の合意がないまま、県立学校教職員の給料表の改定を含む給与条例改正案が上程され、勤務条件の変更は労使の合意に基づいて行うという労使交渉の原則が踏みにじられたことに強く抗議する。

○

合意に至らなかった最大の原因は、県教委が、教育職給料表（二）に特２級を新設し、来年度から導入しようとしている主幹教諭及び指導教諭に適用することを提案し、これに固執したことにある。そもそも、教諭と教頭の間に新しい級をつくることは、高教組が長年反対してきたことであり、主幹教諭及び指導教諭の導入についても、これらの「新しい職」が学校教育法に盛り込まれて以来、反対し続けてきたことである。それにもかかわらず、県教委は、高教組と協議をすることなく、今年７月の定例教育委員会で２つの職の「設置要綱」の決定を強行した。高教組と事前の協議を行わなかったことについて教育長は「私の責任」として謝罪し、２つの職の処遇の問題は、勤務条件にかかわる問題なので、高教組と十分協議したいと言明していた。しかるに、県教委は、「特２級新設は大きな問題なので、他の課題と別枠で交渉するか、交渉の回数を増やすべき」という高教組の主張を受け入れず、高校教育課との「協議」の場を１回設定しただけで、例年と同じ４回で交渉を終了した。

○

高教組は、仮に主幹教諭・指導教諭を設置するとしても、特２級の新設は不要であると考える。県教委は、「給料の格付けは、職務・職責に応じたものにすべき」としている。しかし、導入されようとしている県立学校の主幹教諭・指導教諭の職務・職責は、新しい級の設置が必要な内容ではない。

主幹教諭については、従来の部主事の職務に「部間の調整」が加わっただけである。指導教諭についても、授業を公開して、見学者に対して指導・助言を行うことや、各種研修会で指導・助言をおこなう職務は従来から教諭が行ってきたことである。どちらも業務量は増えるが、それは手当で対応するのが妥当である。同じ「新しい職」である副校長は、校長不在の際の決裁権など教頭と比べて新しい職責が加わっていても、級は教頭と同じ３級のままにして、手当で対応することになっている。

このことと考え合わせても、主幹教諭及び指導教諭には、手当で対応する方が適切な処遇といえるはずである。

このような高教組の主張に対して県教委は、「人事委員会の勧告がでている」「他県でも特２級になってる」などと述べるだけで、具体的な職務・職責との関係を明確に説明することはできなかった。

高教組は、従来から、教育は共同の営みであり、一人ひとりが支え合う職場づくりが重要であると主張してきた。県教委も現在、「不祥事」問題に関わって、職場での「連帯感」を高めることをよびかけている。であるならば、管理職も含めて他の全ての教職員が賃下げとなる中で、県教委から選ばれた一部の教員だけが賃上げとなるような、特２級の新設は行うべきではない。一部の教員が特２級へ昇格することによって必要になる財源は、土日に部活動を指導しても１日２４００円にしかならない部活動手当の改善など、多くの教職員を励ますことにつながる賃金改善のために使うべきである。

私たち高教組は、この１１月定例県議会で、教育職給料表（二）への特２級新設の問題点が十分に審議されるとともに、１ヶ月の時間外労働が１００時間を超える教職員が１割以上という教職員の長時間労働の改善など、教職員の労働条件改善に向けての議論が深められることを期待する。以上

こちら書記局

■労働基本権回復の学習会

全教は、長崎と佐賀の高教組を対象に労働基本権学習会を１２月２５日、嬉野で開きます。これは、公務労働者に対して基本権を回復させるという情勢が強まるなか、情勢学習とともに問題・課題を明らかにするために開催されるもの。

労使交渉で労働条件を全面的に決める方式は、まさに歴史的転換というべきもので、今以上に団結の意義や組合の真価がいっそう問われることとなります。

この学習会の参加者を中心にその還元活動を行うことが求められています。

■あたたかく、顔の見える活動

１２月２，３日に開催された全教主催の全国委員長・書記長会議に平井委員長と馬場書記長が出席しました。この会議の目的は、来年度の方針と１１春闘について論議を行い、運動推進の意思統一を図ることにありました。

会議では５３人が討論を重ね、全教運動の到達点と課題を共有しました。長崎からは平井委員長が、全教が提起した「あたたかい、顔の見える組合活動」を職場からすすめる必要があるとして、不祥事対策などで高教組が果たしている役割を例示ながら発言しました。

青年労働者のしんどさは教育労働者と同じ

――県教研で熊沢名誉教授が解明

１１月２６日（金）・２７日（土）、長崎高教組・長崎私教組共催の「秋の教研」を諫早市で開催しました。

一日目は全体会には５７人が参加し、熊沢誠さん（甲南大学名誉教授）の「教師の仕事と職業教育」の講演を聞きました。企業からの要請で行政側が推進している「キャリア教育」について、次のことを批判されました。自己責任論へ傾斜していることとリアルな労働の実態を不問にしていること。求められている「職業教育」は、現実には限られた選択肢のなかで「好きなこと」の自己選択の上に地味ながら一定の職場・職業で働き続けてゆける力を付けることです。

また熊沢さんは「しんどさ」を緩和できるための生活と権利を守る方途として、労働法は欠かせないということを強調。教師の仕事の現状も、若者労働者の今日的なしんどさと共通しており、職場の問題点や教師みずからが組織労働者的な生活の守り方を実践する必要性があることを指摘されました。

二日目は、各教科・職種別の９つの分科会に４７人が参加しました。

■高教組は、主幹教諭・指導教諭導入問題について、県教委の方針が明らかにされた７月２１日以降、県教委との交渉・折衝の中で、繰り返しその問題点を指摘し、「設置要綱」の凍結や、特２級を新設しないことを求めてきました。結果として、「要綱」凍結や特２級新設阻止はできませんでしたが、交渉・折衝の中で県教委から引き出した回答や、明らかになった点がありますので、今回、まとめて掲載します。■

①主幹教諭の職務と性格

県教委は、特別支援学校の部主事を主幹教諭とする理由について、部主事の業務が主幹教諭と重なる部分が多いことをあげ、部主事の業務との違いについては、これまでは部内にとどまることが多かったが、部間や本校と分教室間の連絡・調整をするとしています。

主幹教諭という職の性格としては管理職ではないが、部主事はこれまでも管理職としてきている（管理職手当を支給）ので、部主事としては管理職ということになると説明しています。一方、職務としては従来とあまり変わらないことを県教委も認め、特２級を適用して給与額は増額するが、管理職手当の額は減額することを明らかにしています。

②主幹教諭の高校配置

県教委は、高校は学年・分掌・教科などの連絡・調整がうまくいっている、主任が機能しているとして、当分の間、主幹教諭は置かないと言明。

「高校の現在の体制が機能している間は置かないということか」という高教組の追及に対しても「当分の間は置かない」と繰り返すのみで、「当分の間」がどれくらいになるのかは予断を許しません。

③指導教諭の職務と性格

県教委は、主な業務は他校の教諭が希望した場合、自校での授業を公開し、その後、見学者に指導・助言することであり、場合によっては、経過研などの官製研修で指導・助言することもあるとしています。

従来の指導主事と違う点として、現場での実践の様子を見てもらうことをあげています。

職の性格では、「他県では強圧的な指導をしている事例がある」という高教組の追及を受けて、「指導教諭は指示・命令をする職ではない」と繰り返し説明。

また、質問に答えて教頭・校長と昇任していく「ライン職」ではなく「専門スタッフ職」の性格が強いことを認め、「指導教諭ではない」と述べていましたが、教育長回答と矛盾するという高教組の追及を受け、「来年度の普通教科での任用については慎重に対応する」と修正。しかし、県教委は、「来年度から入れたい